明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六八）　一

〔告　示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**五八四）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**五八五）　二
○農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項及び第四項の農林水産大臣が定める基準等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一七六八）　三
○保安林の指定をする件（**同**一七六九～一七七六）　四
○自動車の型式を指定した件（**国土交通**一二九二～一三〇〇）　四
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**一三〇一～一三〇五）　五
○航路標識に関する件（**海上保安庁**三四七～三四九）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**一五六～一五八）　六
○自転車歩行者専用道路を指定する件（**関東地方整備局**三四三）　六
○道路に関する件（**同**三四四～三四六）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一五三）　七
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一四一）　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　七

〔叙位・叙勲〕

内閣　九

〔皇室事項〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九
国有林野の活用に関する基本的事項の一部改正について（農林水産省）　九
国家試験　九
平成二十二年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　九
公聴会　一〇
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（近畿経済産業局）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁
有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分、登録割賦購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一二

特殊法人等
企業年金基金変更、厚生年金基金変更関係　二九

会社その他

省　令

○経済産業省令第六十八号

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第十一条第二項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであつて、当該保証に係る借入金の額に対する借入金の額のうち保証をした額の割合が百分の四十であるものに限る。）に係る保険関係の保険事故の発生率は、当該保険関係の成立後三年間において二十・七二四九パーセント以上（個人たる中小企業者に係る保険関係の場合は、当該保険関係の成立後一年間において四・六八八三パーセント超）と算出されたものとみなす。

第十八条中「前条」を「前条第一項」に改め、「算出される発生率」の下に「（同条第二項により算出されたものとみなされる発生率を含む。）」を加える。

第十九条中「次に掲げる者である場合」の下に「（第十七条第二項の規定により当該保険関係の保険事故の発生率が算出されたものとみなされる場合を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。